

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第4章「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」の目的

上巻
P156

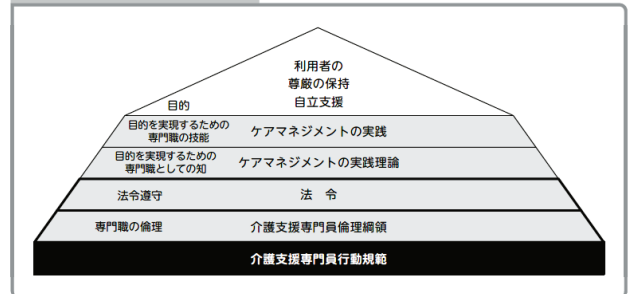
人権と尊厳を支える専門職に求める姿勢を認識する

また、介護支援専門員としての職業倫理を理解するとともに、
日常業務で直面する倫理的課題等を認識する

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分]

上巻
P156

本節で学習することの概要



第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】

介護保険法

(介護支援専門員の義務)

上巻
P157

第69条の34介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】

介護保険法

(信用失墜行為の禁止)

第69条の36介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第69条の37介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

上巻
P157～158

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】

上巻
P158

1 基本的人権の尊重

○この世に生きるすべての人は、かけがえのない価値をもっている唯一無二の存在として、

人間らしく生きる権利をもっている

○この権利は平等であり、決して奪うことはできない

○日本国憲法第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されている

○私たちは、介護支援専門員である以前に、一個人として、このことを深く心に刻み、他者とのよい関係を築くという姿勢が求められている。要介護者等の日常生活に関与し、その人生に深くかかわる専門職である介護支援専門員は、その重要性を一層認識しなければならない

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】

上巻
P158

2 尊厳の保持

○尊厳とは、冒されてはならない人間の根源的な価値である

○尊厳を守ることは個人の個性や価値を尊重することであり、基本的人権の尊重につながる

○高齢者介護研究会は、「2015年の高齢者介護」で、「介護保険は、高齢者が介護を必要とすることとなっても、自分の持てる力を活用して自立して生活することを支援する『自立支援』を目指すものであるが、その根底にあるのは『尊厳の保持』である」と述べている

○これを受け、介護保険法第1条にも「尊厳」が明記された

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】

2 尊厳の保持

介護保険法

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定めもって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

上巻
P158

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】

3 主体性の尊重、個性の重視、利用者本位の支援

○要介護状態になると、日常生活を送るうえで自己決定や日常生活動作(ADL)等に手助けが必要となる

・どこまでを本人が行い、どこから手助けが必要なのかは、個人の心身状態、おかれた状況、価値観、問題を乗り越える力やパターン、家族等の状況や関係性等によって異なる

・それを決めるのは利用者本人である

・利用者が自分自身の意思を十分に表明できない場合であっても、利用者の言葉、行動や表情によって表出されたサインをもとに本人の意向を解釈し、ニーズの代弁を行う

上巻
P160

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】

3 主体性の尊重、個性の重視、利用者本位の支援

○利用者本位の考え方を実現するためには、利用者の立場に立った視点と、専門職としての介護支援専門員の想像力が求められる(介護支援専門員の主観に基づくものではない)

○信頼関係の構築が重要

○介護支援専門員は、常にその人のことを知り続けようとする姿勢が重要で、その姿勢こそが利用者本位の支援につながる

○どのような状況であっても中心におくべきは利用者本位の視点であり、この視点はきわめて重要で、意思決定支援につながります。

上巻
P160

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】

4 公正中立

○介護支援専門員は利用者主体として公正・中立の視点で支援を行うが、多くの関係者と調整を行う立場でもあることから、常に公正かつ中立であり続けることは、容易ではない

・利用者と家族の意見の不一致

・意思表示が難しい利用者

・支援のあり方に過度に熱心な家族

・自分の利益を優先する家族

・多職種間の意見の相違や所属事業所の事情等
等々日々の調整には利害が伴う

上巻
P160-161

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】

4 公正中立

○介護支援専門員自身の価値観や経験によって利用者を誘導してはならない

・どのような状況下でも、利用者の立場に立ち、利用者の利益を最優先した支援、調整が行えるということが、介護支援専門員の存在価値と際立った専門性の一つである

○介護保険制度は、利用者主体、利用者による選択が基本である

・利用者と家族が、知るべき情報を知り、理解し、考え、選択できるような情報提供し、意思決定を支援することが公正かつ中立な支援へとつながる

○多くの情報(事業所)のなから、介護支援専門員が取捨選択し、利用者に情報提供する理由を説明をできることは、公正かつ中立であることにつながる

上巻
P161

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】

5 守秘義務

○介護支援専門員は、要介護状態となり、生活上の課題を抱える人々を対象に支援する相談援助職である
・人に話したくないことなども聞いておかなければ、業務に支障を来すおそれがある

○秘密保持は信頼の根幹

・秘密保持に関する対応をとらなければ、利用者は傷つき、不利益を被る可能性もある

・秘密保持が守られなければ、介護支援専門員との信頼関係は崩れ支援関係を再び結ぶことは困難を極める

○介護支援専門員は、連携の要として多くの関係者と情報共有する立場にある
・業務は常に個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)(個人情報保護法)に則って遂行される

・情報共有が連携の要であっても、すべて共有すればよいわけではない

・いつ、誰に、どの情報を共有すべきか・してよいか、してはならないかを判断する

○また、共有するつもりがない情報は、知らずも人に知られることのないよう留意しなければならない

・サービス担当者会議以外での多職種との会話の場所や、ICTを活用したWEB会議等での情報漏洩にも気をつけなければならない

・特に発展するコミュニケーションツールや会議等のあり方に応じた適切な情報の取扱い方法の知識と技術を身につけることも必要である

○事例検討会、地域ケア会議、調査研究への協力・実践等でも個人情報の漏洩がないよう留意する

○希少性の高い疾患や特殊な職業や経験のある人の場合など個人を特定しやすい情報では、情報を秘匿する工夫が必要

○個人情報の取扱いは所属する事業所の規程や管理者の指示に従い、判断に迷う場合や、万一情報漏洩した場合などには速やかに管理者に相談し組織として対応できるような体制づくりをする
・一元化され整えられた体制づくりは利用者と利用者につながる大切な情報を守ることに繋がります。

上巻
P161

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】 5 守秘義務 ○介護支援専門員は、要介護状態となり、生活上の課題を抱える人々を対象に支援する相談援助職である ・人に話したくないことなども聞いておかなければ、業務に支障を来すおそれがある ○秘密保持は信頼の根幹 ・秘密保持に関する対応をとらなければ、利用者は傷つき、不利益を被る可能性もある ・秘密保持が守られなければ、介護支援専門員との信頼関係は崩れ支援関係を再び結ぶことは困難を極める ○介護支援専門員は、連携の要として多くの関係者と情報共有する立場にある ・業務は常に個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)〈個人情報保護法〉に則って遂行される ・情報共有が連携の要であっても、すべて共有すればよいわけではない ・いつ、誰に、どの情報を共有すべきか・してよいか、してはならないかを判断する 上巻 P161	第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【1 介護支援専門員の基本倫理】 5 守秘義務 ○共有するつもりのない情報は、固らずしも人に知られることのないよう留意する ・サービス担当会議以外での多職種との会議の場所や、ICTを活用したWEB会議等での情報漏洩にも気をつけなければならない ・特に発展するコミュニケーションツールや会議等のあり方に応じた適切な情報の取扱い方法の知識と技術を身につけることも必要である ○事例検討会、地域ケア会議、調査研究への協力・実践等でも個人情報の漏洩がないよう留意する ○希少性の高い疾患や特殊な職業や経験のある人の場合など個人を特定しやすい情報では、情報を秘匿する工夫が必要 ○個人情報の取扱いは所属する事業所の規程や管理者の指示に従い、判断に迷う場合や、万一情報漏洩した場合などには速やかに管理者に相談し組織として対応できるような体制をつくる 上巻 P161-162
第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 ○専門職の条件 ・自己規律の規範を礎に、社会の要請に応えることのできる高い専門性 ・職務の自律性をもちながら社会的責任を果たそうとする者 ○専門職の多くは職能団体を結成し、倫理綱領を社会に宣言している ・日本介護支援専門員協会は、介護支援専門員倫理綱領を社会に宣言している ・社会はこれを介護支援専門員と称する一人ひとりが宣言しているものとみなしている ・介護支援専門員は、介護支援専門員倫理綱領を精読し、日々の実践に照らし合わせて省察し続ける者といえる 上巻 P162	第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 日本介護支援専門員協会 平成 19 年 3 月 25 日採択 介護支援専門員 倫理綱領 前 文 私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。 上巻 P163
第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 (自立支援) 1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的な人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。 【解説】私たち介護支援専門員はその任務の遂行を通して、関わるすべての人の基本的人権を最大限に尊重することにより、いかなる場面においても、その人の尊厳を傷つけたり、権利を侵害したりする行為はしてはなりません。 また、国籍、性別、年齢、障害、宗教、文化的背景、社会経済的地位にかかわらず、どのような場合においても利用者は全てがかけがえない存在として尊重されなければなりません。 そのうえで、利用者が置かれている状況をよく把握し、利用者個人の有している能力に応じ、利用者の意思決定に基づく必要な支援によって自立支援のプログラムを展開する視点を忘れてはなりません。利用者が自らの人生の主人公となるよう、意思表示が難しい場合であっても、可能な限り自己決定できるように意思決定のプロセスへの支援をおこなっていくことも重要です。 介護保険法第1条においては、個人の尊厳について明記され、同法第69条の34においても介護支援専門員の義務として「介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って」と明記されています。 上巻 P163	第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 (利用者の権利擁護) 2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。 【解説】私たち介護支援専門員は、利用者の置かれている環境や心身の状況等を、最善の方法を用いて的確に把握するとともに、利用者が望む自立した生活を支援するために、各種情報の収集や関係機関との連絡調整、社会資源の活用情報等を利用者に提供します。 「最善の方法を用いて」とは、利用者に対し、最良の介護支援サービスを提供することを意味し、つまり、アセスメントを行い、ケアプランを作成し、そのケアプランに基づいて提供される介護サービスが、利用者にとって、最善のものとなることを意味するものです。 また、介護支援専門員としての専門的知識や技術によって、課題や原因を明らかにし、その解決方法や手段を、利用者の立場にたって提供したうえで、利用者の「自己決定」により判断することができるようにすることこそが、権利擁護の基本となるものです。 更に、介護支援専門員は自己の意思決定を表現できない利用者の場合は、利用者に代わって、アドボケート(擁護・代弁)機能を活用することが必要です。 介護保険法第81条第6項においても、「指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」と記載され、法の遵守が求められています。 上巻 P163

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P163 (専門的知識と技術の向上) 3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い支援方法の改善と専門性の向上を図ります。 【解説】私たち介護支援専門員は、職能団体が行う研修やあらゆる研修の場の活用、新たな情報収集などにより自ら積極的に研鑽を重ね専門的知識・技術の向上に努めなければなりません。 加えて、利用者からの評価や第三者からの評価を真摯に受け止め、よりよい改善策を検討し、自己点検・自己評価を繰り返し、質の高い介護支援サービスの提供に努める責務があります。 また、介護保険法第80条においても、「指定居宅介護支援事業者は、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅介護支援を提供するとともに、自らの提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うことその他の指置を講ずることにより常に指定居宅介護支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。」と、サービスの質の評価を自ら行うなど、質の向上に努める旨が明記されています。 引用：【条文】平成19年3月25日採択【解説】平成21年3月26日採択、令和3年6月27日改正 日本介護支援専門員協会HP	第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P163-164 (公正・中立な立場の堅持) 4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。 【解説】私たち介護支援専門員は、利用者の自立支援、自己決定を基本に介護支援サービスを提供します。 提供に当たっては各種事業所等との調整が不可欠ですが、サービス事業者の利害や関係者の利害に捉われず、常に公正・中立な立場を保たなければなりません。ましてや自らが所属する事業所の利益等に左右されることなく、利用者支援の立場に立ち公正・中立に業務を遂行しなければなりません。 介護保険法第69条の34fにおいても、介護支援専門員の義務として「介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立つて、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」とされ、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第1条の2第3項においても、「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。」と公正中立が強く求められています。 引用：【条文】平成19年3月25日採択【解説】平成21年3月26日採択、令和3年6月27日改正 日本介護支援専門員協会HP
第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P163-164 (社会的信頼の確立) 5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。 【解説】介護支援専門員は介護保険法に位置付けられた専門職であり、要介護者等の尊厳を保持し自立支援を行う役割が課せられています。その性質から公益性は高く、社会からの期待も大きいものです。公平・中立性を確保しながら、サービスの効果的、効率的な利用調整が求められ、その上で、一人ひとりのニーズに対応した個別性のある支援を行っています。質の高い個別支援の積み重ねは地域社会からの信頼を得ることに繋がります。介護支援専門員の行う支援は社会的責任を負うものであり、社会からの信頼を得るべく、業務を執り行うことが求められます。介護サービスにかかわる機関や事業者等は、その社会的使命を全うするために機能します。したがってそれらが社会に対して果たさなければならない責務も小さくありません。 介護保険法第69条の36の信用失墜行為の禁止においても、「介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。」と明記されています。法令遵守、職業倫理に反する行動は、個人の信用、信頼だけの問題ではなく、介護支援専門員全体はいうまでもなく、介護業界全体の信頼を失うことに繋がります。反対に一人ひとりの質の高い支援は全体の質の向上に繋がるとでしょう。専門職としての社会的な信頼や評価を得るために、日々努力を怠らないことをここに誓うものです。 引用：【条文】平成19年3月25日採択【解説】平成21年3月26日採択、令和3年6月27日改正 日本介護支援専門員協会HP	第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P164 (秘密保持) 6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。 【解説】介護保険法第69条の37fに「介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。」とあります。介護支援専門員が取り扱う情報は、心身の状態、生活歴、家族関係、家庭環境、経済状況など通常であれば、他者に積極的に伝えてはならない情報です。利用者や家族からの情報提供は、介護支援専門員を専門職と認め、信頼が根底にあるためです。その貴重な個人情報でないがしろに取り扱うことは決してあってはならないことです。介護支援専門員が得る生活全般にわたる広い範囲の情報以外にも、多職種からの情報も集約されます。 また、集約されるだけでなく、情報の発信も多く、移動中の送受信もあり得ます。ケアマネジメントプロセス全体を通じて情報の管理が行えるよう、ICT化を含めた事業所内でのルールが必要です。 個人情報の取り扱いに緊張感を持ち業務にあたることが求められます。守秘義務を守り、情報を慎重に取り扱うことが信頼関係を守ることになります。 引用：【条文】【解説】平成21年3月26日採択、令和3年6月27日改正 日本介護支援専門員協会HP
第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P164 (法令遵守) 7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法律・通知を遵守します。 【解説】介護支援専門員は介護保険法に位置付けられた職業であるため、特に介護保険法、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準などは、法改正を含めしっかりと理解、遵守すべきです。 また、介護支援専門員は、利用者の尊厳を保持し生活全般の課題を解決すること、自立支援を行うことからすると、他にも多くの法令に関わる業務を行うことになり、それらの法律も遵守しなければなりません。介護支援専門員に遵守することが求められる介護保険法以外の主な法律等には次のようなものが挙げられます。 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」 「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」 「老人福祉法」「社会福祉法」等です。また、基本的な行政機関における個別の条例等についても理解、遵守が求められます。行政が実施する集団指導には必ず参加することが重要です。利用者の不利益につながるような法律等がある場合は、正当な方法で法改正を促す活動をしていくことも、制度の継続性のためにはとても大切なことであることを理解しておくことが必要です。 引用：【条文】平成19年3月25日採択【解説】平成21年3月26日採択、令和3年6月27日改正 日本介護支援専門員協会HP	第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P164 (説明責任) 8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。 【解説】介護支援専門員は、介護保険の制度、介護サービスの申請から利用、終了までの過程について利用者・家族が自己決定・自己選択ができて利用者主体のサービス利用が可能になるよう必要な情報提供と説明が義務付けられています。 平成30年度介護報酬改定においては、通知改正として契約時の説明等として利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを義務付け、これに違反した場合は報酬を減額するとされています。 介護サービス計画については、利用者にとって一度では理解しづらいことも多々あるため、必要に応じて繰り返し説明を続けていくことも必要です。その際にも、懇切丁寧に、わかりやすい説明が大事です。

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P184 (苦情への対応) 9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。 【解説】介護支援専門員・事業所に寄せられる苦情については、真摯に受けとめ各事業所で整備されている手順に従い、迅速に対応することが求められています。 苦情相談窓口、相談機関などを契約時に説明するとともに、事業所にも掲示し、また、日ごろの支援の中でも苦情申し立てができる事を説明し、利用者・家族の保護、権利擁護の視点を持ち介護サービスの質の維持向上のためにも苦情解決に取り組む必要があります。 当事者同士での解決が困難な際は、地域包括センター、保険者、第三者機関への相談・報告も必要で、各機関での調査には必要な情報、記録の提出など協力が求められます。 当協会では、会員である介護支援専門員に対し、根拠のない誹謗・中傷の苦情が寄せられた際は、倫理綱領に従い活動する会員を保護し、身分を保全するための必要な調査を行い、問題を解決するための会員を支援する体制の整備も進めています。	第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P184 (他の専門職との連携) 10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。 【解説】介護支援専門員は、だれもが住み慣れた地域で不安なく生活維持できるよう、必要な介護・医療・福祉のサービス、地域資源など多岐にわたり情報を収集しサービス計画を立てる役割を担っています。 サービス提供に関係する機関も、介護保険制度創設から20年が経過し多職種、多数になっており各専門職の専門性を理解しチームケアを実践するまとも役としてコーディネーターに質の向上が求められています。 平成30年度介護報酬改定では、医療と介護の役割分担と連携の一層の推進として、入退院時の連携加算見直し、ターミナル期の頻回な主治医、サービス事業者への情報提供、入院時の担当ケアマネの名前を伝える、利用者の口腔、栄養の状況などを主治医、歯科医師、薬剤師に情報提供することが義務づけられています。 引用：【条文】平成19年3月25日採択【解説】平成21年3月26日採択、令和3年6月27日改正 日本介護支援専門員協会HP
第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P184 (地域包括ケアシステムの推進) 11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、要介護者等の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアシステムを推進します。 【解説】 地域住民が重度な要介護状態や認知症となっても住み慣れた地域でできる限り継続して生活が送れるように支えるためには、個々の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核として、多様な支援を継続的・包括的に提供する仕組みが必要となります。 要介護者等の生活は、介護保険制度をはじめとする各種制度による公的サービスだけで支えられるものではありません。近隣住民や各種専門機関、住民組織と連携した協働のアプローチも必要です。 また、在宅サービスの調整のみならず、在宅サービスと施設サービスの連続性・一貫性の確保など、さまざまなサービスを継続的かつ包括的に提供していくことが不可欠といえます。地域包括ケアシステムの実施にあたっては、要介護者等の自立支援を基本にしながら、介護保険によるサービスを中心としつつも、各種専門職や専門機関相互の連携、インフォーマルな活動等を含めて、地域のさまざまな社会資源を開発・統合・ネットワーク化することで、地域住民を継続的かつ包括的にケアすることが重要だということです。 引用：【条文】平成19年3月25日採択【解説】平成21年3月26日採択、令和3年6月27日改正 日本介護支援専門員協会HP	第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P184 (地域包括ケアシステムの推進) 11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、要介護者等の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアシステムを推進します。 【解説】 続き 地域包括支援センターには、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職種が配置され、その専門的知識や技能を互いに活かしながら、地域での各種のサービスや住民活動結びつけ、地域のネットワークを構築あるいは再生するなどの取り組みを第一の柱としながら、個別のサービスの調整も行う機関とされています。 私たち介護支援専門員は、こうした機能を持つ「地域包括支援センター」を中心に、介護予防事業等の推進により、住民が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域において、自立した日常生活を営むことができるよう支援することも、社会から期待されています。 引用：【条文】平成19年3月25日採択【解説】平成21年3月26日採択、令和3年6月27日改正 日本介護支援専門員協会HP
第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P184 (より良い社会づくりへの貢献) 12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。 【解説】介護保険制度の基本理念は「介護サービスの社会化」です。古くは、介護はまずは家族が担い、例外的に家族がいらない人のみ施設等に入って受けるべきと考えられてきました。このような家族の介護機能から、社会的システムとして介護を提供しようという理念が「介護サービスの社会化」です。介護保険制度はこの理念に基づき、要介護者の所得水準や家族構成等にかかわらず、被保険者が要介護状態の程度に応じて必要な介護サービスを受ける権利を持つ制度となっています。地域住民が要介護状態になった時、その人自らが実現したい目標に沿って総合的かつ効率的にサービスが提供される仕組みが必要です。このために、介護保険制度では、「居宅サービス計画」「施設サービス計画」を前提にサービスを提供する仕組みになっています。 引用：【条文】平成19年3月25日採択【解説】平成21年3月26日採択、令和3年6月27日改正 日本介護支援専門員協会HP	第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間] 第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分] 【2 介護支援専門員倫理綱領】 1 専門職と倫理 上巻 P184 (より良い社会づくりへの貢献) 12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。 【解説】 続き これは、サービス提供者が利用者のためにサービスを提供するという意味での「利用者のサービス利用計画」であり、また個別のサービスで何を行うかというだけの計画でなく、その利用者がどのように生活をしていくのかを基本に組み立てられた「全体的な計画」であるという二つの意味を持っています。介護保険制度では、このような重要な意義を持つ「利用者の介護サービスの全体計画」の作成を行う専門職として介護支援専門員を置いたのです。 従って、介護支援専門員は、一定の基礎資格・実務経験を持ち一定の能力を実証した「実務研修受講試験」に合格し、所定の実務研修を終了した者でなければならないと、介護保険法で規定しています。介護支援専門員は、こうした理念を持つ「介護保険制度」の要として、その制度を守り育て、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して暮らし続けることのできる社会の実現を目指して、努めていく必要があります。 そのためには、私たち介護支援専門員は、日本介護支援専門員協会及び都道府県・各地域の介護支援専門員組織に結集し、介護の質を高めるための制度の確立に参画していくことが望まれます。 引用：【条文】平成19年3月25日採択【解説】平成21年3月26日採択、令和3年6月27日改正 日本介護支援専門員協会HP

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第1節 介護支援専門員の基本姿勢の理解[60分]
【3 ケアマネジメントの実践において直面しやすい倫理的課題とその課題に向き合う重要性】

上巻
P165

- 介護支援専門員が行うケアマネジメントの実践のなかでは、本来目指す方向と現実との間に葛藤が生じることもある
- 葛藤が生じた際は、選択した行為のメリットとデメリットを説明し、意見を調整していく必要がある
- その他、在宅生活を継続したい本人の意向と家族の介護負担を考慮した施設入所の検討では、双方の意見や利害が相反することもあり葛藤が生じる
- 葛藤を感じるのは介護支援専門員だけでなく、利用者や家族、ケアチームの一人ひとりが葛藤を抱えていることも察知しなければならない
- 介護支援専門員は、感情に左右されことなく、利用者を中心におき、関係者の考えも尊重しながら倫理的課題を見出し、冷静かつ丁寧に妥協点を模索できる能力を得ていくかわりが求められる

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【1 利用者の権利擁護】

- ①苦情について
- ②高齢者虐待防止法
- ③成年後見制度

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【1 利用者の権利擁護】

上巻
P166

- 権利擁護とは、高齢者や障害者など立場が弱いと考えられる人々の人権と権利を守るための一連の活動
- 介護支援専門員は、利用者の意思を尊重し、生活課題の解決のため、サービス等の選択や利用等に関する権利行使を支援する。そのため、利用者にはわかりやすく丁寧に説明をする。
- 権利擁護は英語のアドボカシー(Advocacy)の和訳
- ・アドボカシーは本人が的確に表現できない自分自身の思いや希望に気づき、声をあげることができるよう支援することで、意思形成、意思表明、意思実現に向けた支援をいう
- 介護保険法第81条第6項において「指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない」と規定され介護支援専門員には法の遵守が求められている

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【2 苦情処理】

上巻
P167

- 1. 苦情の種類
- 介護支援専門員に寄せられる苦情
- ・介護支援専門員および所属事業所が提供するケアマネジメントに関すること
- ・ケアプランに位置づけたサービスに関すること

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【2 苦情処理】

上巻
P167

- 2. 苦情対応に関する事前説明
- サービス提供事業所は、あらかじめ苦情対応に関する手順等を事業所に掲示しなければならない
- 介護支援専門員は重要事項説明書の説明時や契約締結時に、苦情相談窓口、相談機関等の情報を明示しながら、利用者や家族は必要に応じて苦情申し立てができることを説明する
- 苦情申し立て先には、次のような機関があげられる
- ・利用しているサービス提供事業所や居宅介護支援事業所等の苦情相談窓口
- ・介護保険の保険者である市町村・広域連合の苦情相談窓口
- ・各都道府県の国民健康保険団体連合会(国保連)の苦情相談窓口
- 常日頃から利用者が苦情を言いやすい、言ってもよいと感じられる雰囲気づくりを心がけ、小さな苦情のうちに真摯に改善することで利用者と家族の生活への影響を最小限にとどめるようにする

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【2 苦情処理】

上巻
P167-168

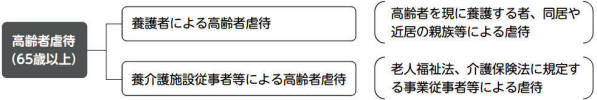
- 3. 苦情を受け付けた場合の対応
- 苦情を受け付けた場合には、介護支援専門員が一人で対応し解決を試みるのではなく、速やかに管理者に報告し組織として次のことに留意し対応する
- ・苦情を受け付けたという介護支援専門員やサービス担当者の感情ではなく、利用者と家族の心情、生活への影響に配慮する。
- ・速やかに記録を開始する(いつ、誰が、何について、どのような苦情を誰に対して申し立てているか、考えられる原因は何か等)。記録は事業所または保険者指定様式の有無を確認する。
- ・緊急性を判断する。
- ・苦情にどのように対応すべきか所属組織や関係組織と相談する。
- ・事業所として保険者(市町村・広域連合)に報告する。
- ・保険者や国保連から調査依頼がある場合には協力する。
- ・保険者や国保連から指導・助言・改善報告の勧告を受けた場合にはそれに基づき必要な改善を行う。

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【2 苦情処理】 上巻 P168

3. 苦情を受け付けた場合の対応

- 苦情対応に関しては
「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 38 号)第7条にも規定されている
- 事業者は、利用者と家族の保護、権利擁護の視点をもち、介護サービスの質の維持向上のためにも苦情解決に取り組む必要がある
- どのような苦情も感情的にとらえることなく、常に利用者を主語に据え、冷静に状況を整理する
- 解決が困難な場合には、地域包括支援センター、保険者、国保連への相談・報告も必要で、各機関での調査には必要な情報、記録の提出など協力が求められる

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【3 虐待対応】 上巻 P169



高齢者虐待防止法
(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【3 虐待対応】 上巻 P169

1. 高齢者虐待防止法 (高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲)

	養介護施設	介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 [※]
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます(高齢者虐待防止法第2条)。

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【3 虐待対応】 上巻 P169

2. 虐待となる行為 (高齢者虐待の分類)

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【3 虐待対応】 上巻 P170

3. 高齢者虐待防止に関する介護支援専門員の役割

- ①早期発見と通報義務
- 高齢者虐待防止法において、介護支援専門員は養介護施設従事者等に該当するため、早期発見の努力義務(第5条)と通報義務(第7条)が課されている
- 介護支援専門員は、業務特性から高齢者虐待を発見しやすい立場にあるため、さまざまな状況から違和感を察知することができ、他職種に先駆けてアセスメントを行う場合もある
- 高齢者虐待防止法では、「高齢者虐待を受けたと思われる」状態で通報することができ、明らかな虐待の証拠がなければ通報できないわけではなく、虐待している者の自覚の有無が基準になるわけでもない

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【3 虐待対応】 上巻 P170

3. 高齢者虐待防止に関する介護支援専門員の役割

- ①早期発見と通報義務
- 通報者の情報が漏れることはなく、虐待であるか否かの事実認定は、市町村が行う
- 迷い悩む前に「高齢者虐待を受けたと思われる」状態で早期に窓口である市町村、地域包括支援センターに通報する
- 高齢者虐待防止法は、虐待者を処罰することが目的ではなく、虐待を受けている高齢者の尊厳と権利を守ることが目的である
- 介護支援専門員は、市町村をはじめ関係機関と連携しながら虐待者への支援も行わなければならない

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【3 虐待対応】

上巻
P170

3. 高齢者虐待防止に関する介護支援専門員の役割

②高齢者虐待対応への協力義務

○高齢者虐待防止法には、高齢者虐待の防止のための施策や虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力する努力義務(第 5 条第 2 項)も規定されています。

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【4 成年後見制度】

上巻
P170-171

1. 制度の基本理念

- 成年後見制度の基本理念は、本人の保護を図りつつ、自己決定権の尊重、現有能力の活用、ノーマライゼーションを実現すること
- 成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由により物事を判断する能力が十分でない人に、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度
- 民法(明治29年法律第8号)改正によって成年後見制度が施行される以前は、禁治産・準禁治産制度があり、それが戸籍に記載される等、複数の問題があった
- 介護保険制度は契約に基づくため、制度利用にあたって本人の意思決定は不可欠
- ・しかし、本人による判断が難しい場合、介護サービスの利用が適切に行われるように支援することができる
- 介護支援専門員として、成年後見人等が選任されている利用者を支援する場合、利用者と同時に、成年後見人等もチームの一員としてとらえる必要がある

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【4 成年後見制度】

上巻
P171

1. 制度の基本理念 (成年後見制度の利用の促進に関する法律)

(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【4 成年後見制度】

上巻
P172

2. 制度の種類と対象 (法定後見制度の3類型)

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等の同意が必要な行為	(注2)	民法13条1項所定の行為(注3)(注4)(注5)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注3)(注5)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為(注2)	同上(注3)(注4)(注5)	同上(注3)(注5)
成年後見人に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注3)	同左(注3)

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第2節 利用者の権利擁護と成年後見制度等[60分] 【4 成年後見制度】

上巻
P172

3. ケアマネジメントプロセスにおける連携

○介護支援専門員は、判断能力が低下し、日常生活に支障が生じている利用者については、利用者と家族に対して成年後見制度に関する情報を提供する

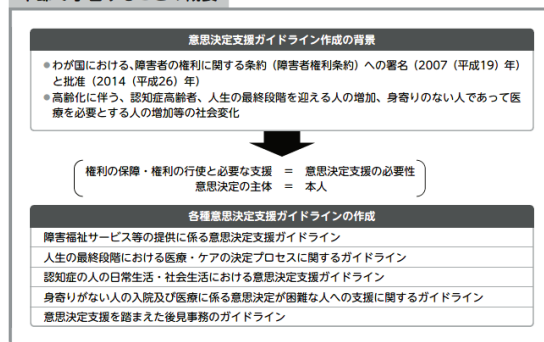
○実際に手続きを完了するまでには時間を要するので、それまでの期間を加味して早めに情報提供すること、当面の生活が不自由のないよう地域包括支援センターをはじめとする多機関と連携して利用者の日常生活を支えるようにする

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]

第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]

上巻
P173

本節で学習することの概要



第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【1 意思決定支援の必要性】

上巻
P173-174

- 意思決定支援とは、本人が意思を表出し自分で決めることを支援すること
認知症や知的障害等により、十分に意思決定ができない人が、特定の意思決定や選択、希望を他者に
表出する際に提供されるさまざまな支援をいう
- 意思決定支援に関する種々のガイドラインが発出された背景には、医療を必要とする高齢
者や、認知症の人、看取りを必要とする人が増加し、意思決定支援の場面が増えたため必
要性に迫られたということだけが理由ではない
- 意思決定支援がわが国で重要視されるようになった背景には、障害者の権利に関する条
約(障害者権利条約)への署名(2007(平成 19)年)と批准(2014(平成 26)年)がある
第12条には、障害のあるすべての人が法律の前に人として平等に権利を有していることが
示されており、さらに権利の保障だけでなく、権利の行使も含まれている
- 認知症や障害などの理由によって十分に意思決定ができない人の意思決定や選択、要望
を他者に表出できるよう、意思決定支援の必要性があると考えられる

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【1 意思決定支援の必要性】

上巻
P174

(意思決定支援に関するガイドライン)

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	2017 (平成29) 年 3 月	厚生労働省社会・援 護局障害保健福祉部
人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する ガイドライン	2018 (平成30) 年 3 月	厚生労働省医政局
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイ ドライン	2018 (平成30) 年 6 月	厚生労働省老健局
身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人へ の支援に関するガイドライン	2019 (令和元) 年 6 月	厚生労働省医政局総 務課
意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	2020 (令和 2) 年10月	意思決定支援ワーキ ング・グループ

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【1 意思決定支援の必要性】

上巻
P174

障害者の権利に関する条約

- 第 12 条 法律の前にひとしく認められる権利
- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を
有することを再確認する。
 - 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として
法的能力を享有することを認める。
 - 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する
機会を提供するための適当な措置をとる。
 - 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するた

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【1 意思決定支援の必要性】

上巻
P175

- めの適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保
障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び嗜好を尊重す
ること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状
況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権
限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象と
なることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益
に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又
は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の
信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための
全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪わ
れないことを確保する。

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【2 意思決定支援のプロセス】

上巻
P175

- 意思決定支援とは、何を支援することなのか
- i . 本人が意思を表出し、決めることを支援することか？
 - ii . 内容を理解したうえで決めることが難しい人の意思決定を本人に代わって(代理意思決
定)行うことか？
- わが国のガイドラインでは、「i」を前提につくられており、意思決定の中心には常に本人を
位置づけるものとなっている
- ・意思決定の主体は利用者本人であり、ケアチームや周囲の人は本人の意思決定支援に
徹底する
 - ・微細なサインも見逃さない観察力と、それを表出させるに足るコミュニケーションが必要
 - ・他者が当事者に代わって判断したり、ましてや当事者抜きに話をすすめることはあっては
ならない

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【3 意思決定支援に関する各種ガイドライン】

上巻
P176

1. 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
・2018(平成30)年6月に厚生労働省老健局より発出
- ・特徴は、認知症の人の意思決定が困難と思われる場合でも、本人には意思があり、決定
主体は本人であること、本人が意思決定をしながら尊厳をもって生活していくことが貫か
れていることである
- 可能な限り実現可能であるように取り組むが、願うことのすべてが叶うわけではない。
- 意思決定支援において何より大切なことは、自分に関心をもってくれる人がいる、真摯に
なって実現に向けて取り組んでくれる人がいるということと、利用者が理解することにある

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【3 意思決定支援に関する各種ガイドライン】

上巻
P176

1. 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

○本人の意思(意向・選好・好み)を踏まえつつ意思決定を次のように捉える

- ①意思形成支援…本人に適切な情報が提供され、認識しやすい落ち着いた環境のもとで意思形成が行われるように配慮する
- ②意思表明支援…形成された意思を本人が適切に表明・表出できる環境整備、タイミング、数回にわたる確認や複数人での確認を行う
- ③意思実現支援…本人の意思を日常生活・社会生活に反映することです。本人とともに意思の実現を目指して取り組むことは、本人にとっては自分の意思が尊重されているという実感を抱くことができ、その経験が次の意思表明につながっていく

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【3 意思決定支援に関する各種ガイドライン】

上巻
P176-177

2. 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

- このガイドラインは、身寄りがいない場合にも医療機関や医療関係者が患者に必要な医療を提供することができるよう、また患者側も身寄りがなくても安心して必要な医療を受けられるようにとりまとめられた
- 本ガイドラインでは「本人の意思・意向を確認し、それを尊重した対応を行う」ことを基本としている
- 成年後見制度の利用相談によって本人を支援する場合も、成年後見人等には本人の意思を尊重しながら業務を行う義務があることも示されており、医療機関における適切な運用を促すことも目的の一つ

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【3 意思決定支援に関する各種ガイドライン】

上巻
P177

3. 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

- このガイドラインは 2018(平成 30)年3月に、厚生労働省医政局から発出された
- ・本ガイドラインにおける意思決定支援の明確な定義は明示されていない
 - ・しかし、医療従事者から適切な情報提供と説明を受け、そのうえで医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本としている点で本人主体の考え方に立脚していると解釈される
- 意思表示が難しい場合には、家族等が本人の推定意思を尊重する
- ・家族等が本人の意思を推定することが難しい場合には、できるだけ本人の推定意思を尊重しつつ、本人にとっての最善の方針を家族等やケアチームが協議することとなる

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【3 意思決定支援に関する各種ガイドライン】

上巻
P177

4. 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

- このガイドラインは、専門職後見人のほか、親族後見人や市民後見人を含め、後見人・保佐人・補助人に就任した人が、意思決定支援を踏まえた後見事務・保佐事務・補助事務を適切に行うことができるように、後見人等に求められる役割の具体的なイメージを示すもの
- 本ガイドラインには、意思決定支援および代行決定の場面で使用できる 5 種類のアセスメントシートが添付されている
- 後見人等がそれぞれのプロセスごとにアセスメントシートへの記録を行うことで、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に実践できているかを省みることができる

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【4 看取りにおける意思決定支援の視点】

上巻
P177-178

- アドバンス・ケア・プランニング(ACP:人生会議)とは、利用者を主体としながら、その家族や友人、医療・ケアチームで繰り返し話し合い、人として尊重された人生の最終段階における医療・ケアの選択についての意思決定を支援する取り組みをいう
- ACPを行うことで、本人による意思表示が可能なら、家族やケアチームが本人の今後に関する意思をあらかじめ知ることができれば、その後、意思表示できない状態となっても、事前に話し合った内容をもとに最期まで豊かにその人らしく生きる支援に活かせる
- 万一、本人の意思を確認できない場合であっても、本人の意思を誰が代弁するのかをACPで決めておける

第4章 人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理[3時間]
第3節 高齢者の意思決定支援の必要性や基本的なプロセス等の理解[60分]
【4 看取りにおける意思決定支援の視点】

上巻
P178

- (アドバンス・ケア・プランニング)ACPの実施過程で検討することは多岐にわたり、テーマには以下のようなことがある
- 本人を主体とし、その家族や関係者で繰り返し話し合い、人として尊重された人生の最終段階における医療・ケアの選択について意思決定を支援する取り組み。(人生会議ともいわれる)
- 話し合うテーマ
- ・本人の価値観、選好、信念、思想、信条、人生観、死生観
 - ・気がかりなこと
 - ・願い
 - ・人生の目標とすること
 - ・医療やケアの意向と選択
 - ・最期の場所についての意向、そばにいてほしい人等
 - ・意思表示できなくなったときの代弁者